

令和 5 年 2 月

議会の請求に基づく監査
結 果 報 告 書

恵庭市監査委員

恵 監 第 5 号
令和 5 年 2 月 1 0 日

恵庭市長	原 田	裕	様
恵庭市議会議長	小 橋	薫	様
恵庭市教育委員会教育長	岩 渕	隆	様

恵庭市監査委員 北 林 剛

令和4年度議会の請求に基づく監査結果の報告について

地方自治法第98条第2項並びに恵庭市監査基準第3条第1項第4号の規定に基づき
令和4年11月29日付恵議第161号で、恵庭市議会より監査請求のあった事項につ
いて監査を実施したので、その結果に関する報告書を次のとおり提出します。

令和４年度議会の請求に基づく監査結果報告書

第１ 監査の概要

１．監査の種類

地方自治法第９８条第２項並びに恵庭市監査基準第３条第１項第４号の規定による恵庭市議会の請求監査

２．監査のテーマ

「令和４年度台湾経済交流推進事業費における公費負担について」

当該事業の公費負担について、事務事業の執行が法令に適合し正確で、最少の経費で最大の効果があがるよう実施されているかを監査する。

３．監査の期間

令和４年１１月２９日～令和５年２月１０日

４．監査の実施場所

監査委員室、第２応接室

※関係人との監査は、一部リモートで行った。

５．監査の対象

（１）監査対象事務

令和４年度台湾経済交流推進事業費及び関連する事務

（２）監査対象先

①関係部署

経済部商工労働課、議会事務局（恵庭市議会日台友好議員連盟（以下、「議員連盟」という。）事務局）、総務部財務室財政課及び理事者（副市長）

②関係人

恵庭市議会関係議員、事業の受託事業者

６．監査の実施方法

監査の方法は、関係部署に対して事前に資料、関係書類の提出を求め書面監査を行い、監査の着眼点に基づきヒアリングによる監査を行った。

また、関係人については、地方自治法第199条第8項の規定により出頭を求め、若しくは調査し、若しくは帳簿、書類その他の記録の提出を求めヒアリングによる監査を行った。

7. 監査日程

(1) 関係部署に対する監査日程等

監査対象	日程	ヒアリング事項	出席者
経済部商工労働課	令和4年12月5日 10時～14時30分 (第1回)	・台湾経済交流推進事業の目的、内容、成果について ・華僑の参加者について ・事業費の内容について ・公費負担の考え方と内容について等	部長、次長(商工・観光担当)、主査(商業担当、企業誘致担当)、スタッフ
	令和4年12月9日 9時～10時 (第2回)		※第2回は、第1回の出席者の他、次長(農政担当)が出席
	令和5年1月6日 15時～15時30分 (第3回)		※第3回目は、部長、次長(商工・観光担当)、主査(商業担当)が出席
総務部財務室 財政課	令和4年12月9日 11時～12時	・予算執行方針と事業費の支出における適正な事務の執行について等	財務室長、財政課長
理事者	令和4年12月15日 14時～15時	・華僑招聘事業の懇親会(夕食)等について	副市長
議会事務局	令和4年12月15日 15時～16時	・議員連盟事務局としての対応、役割について ・議員連盟総会、役員会の開催状況について等	事務局長、事務局次長、主査(庶務)

(2) 関係人に対する監査日程等

関係人	日程	ヒアリング事項
恵庭市議会議員 (議員連盟顧問)	令和4年12月14日 11時30分～12時30分	・華僑招聘事業についての経過、事業の内容について ・華僑、市等との調整について ・華僑の名簿について等
恵庭市議会議員 (議員連盟幹事長)	令和4年12月19日 11時～11時50分	・華僑招聘事業の懇親会の開催と議員連盟の関わりについて等
恵庭市議会議員 (議員連盟会長)	令和4年12月23日 11時～11時45分	・華僑招聘事業の懇親会の開催と議員連盟の関わりについて等
監査対象事業の 受託事業者	令和5年1月6日 14時～15時 ※リモート開催	・台湾経済交流推進事業の委託契約の内容について ・華僑招聘事業の市との業務分担について等

※議員連盟の役職は、華僑の招聘時点である。

(3) 関係人に対する資料の提出依頼等

関係人	日程	内容
恵庭市議会議員 (議員連盟顧問)	依頼日 令和4年12月28日	・ 招聘された華僑の名簿の作成・確認等 (1回目)
	期限 令和5年1月16日	・ 令和5年1月6日に関係人と調整を行った。
	依頼日 令和5年1月26日	・ 招聘された華僑の名簿の作成・確認等 (2回目)
	期限 令和5年2月6日	・ 令和5年2月7日に関係人へ電話連絡を行い結果を確認した。 ・ 令和5年2月8日に関係人から改めて確認結果の報告を受けた。

(4) 監査結果の講評

講評の対象	日程	内容
経済部長 経済部次長	令和5年2月8日 14時30分～15時45分	・ 台湾経済交流推進事業の進め方及び公費負担等について

8. 監査の着眼点

令和4年度台湾経済交流推進事業の事業内容、予算・決算状況等を把握し、公費負担の考え方及び範囲、内容等を確認し、関係法令及び予算等に基づき経済性、効率性、有効性の観点から、当該事業の公費負担が適正に行われていたかを主眼とし監査を行った。

(1) 台湾経済交流推進事業の事業内容、予算・決算等

本事業の内容、予算・決算等を把握し、適正に事務事業が執行されているかについて監査を行った。

(2) 台湾経済交流推進事業における公費負担

本事業における公費負担の範囲、内容、負担の考え方等から、適正に公費負担が行われているかについて監査を行った。

9. 監査委員の除斥

議員連盟が主催した華僑との懇親会（夕食）の経費は、監査対象事務となっているが、柏野監査委員は、議員連盟の役員（監査）であることから、地方自治法第199条の2の規定により除斥とした。

第2 監査の結果

1. 令和4年度台湾経済交流推進事業について

(1) 事業の目的

北海道への外国人観光客が多い台湾をターゲットに事業を展開し、本事業において創出する地域ブランド情報等を現地開催のセミナーやイベント、商談会、観光WEBサイト等を通して発信することで、本市への観光誘客や投資を拡大・促進し、交流人口の増加や地域経済の活性化を目指すことを目的としている。

また、本事業は第5期恵庭市総合計画（後期計画）、第2期恵庭市総合戦略においては、交流人口の増加や地域経済の発展を促す施策として、第2期恵庭市中小企業振興基本計画では、恵庭の魅力向上の取組として観光交流人口の増加等の施策として位置付けられる。

※各計画中の台湾経済交流推進事業に関係する分は抜粋し、資料編に掲載した。

(2) 事業の内容

本事業は、平成27、28年度において台湾からの直接投資の拡大をメインとし、投資セミナーへの参加等を実施し、平成29年度からは教育旅行の誘致等による観光・経済交流をメインとする事業を実施している。事業は一部を除いて、委託により行っている。

本年度の事業の内容は次のとおりである。

《令和4年度台湾経済交流推進事業の概要》

事業項目	事業内容
公式観光ホームページ 「ENIWA EYE」の管理運営	・ ホームページの保守管理、既存コンテンツの更新 ・ ホームページ、SNSアカウント上のイベント、観光情報等の発信（多言語）
市観光周遊プラン・市観光PR動画更新	・ ホームページ上の市内観光周遊プラン、市観光PR動画の最新内容への更新
教育旅行受入業務	・ 訪日教育旅行等に関する現地、受入に係る問合せ対応 ・ 旅行プラン作成、市内事業者との調整、サポート等による教育旅行受入れ
華僑招聘事業	・ 在日の台湾華僑を招聘し、市内観光資源等の視察や商談会等の実施
その他	・ 北海道訪日教育旅行促進協議会への加入

※年度別の事業概要は資料編に掲載した。

(3) 事業の実施方法

本事業は、民間事業者への委託などにより実施している。

当該民間事業者は、平成29年度から令和3年度までの受託事業者（平成29年度は受託コンソーシアムの構成員）であり、これまで台湾での現地説明会や学校等教育機関への個別訪問に同行し、教育旅行の受入れ時には、台湾の旅行会社・学校と市の間に入り、調整役を担っている。

本市の公式観光ホームページ「ENIWA EYE」の開発事業者であり、現在のサーバー管理や更新作

業も受託している。

華僑招聘事業については、市からの仕様書や指示により、商談会、懇親会の開催、市内視察等の実施について受託している。

商談会については、参加企業への連絡、参加企業の紹介等商談資料作成、当日の会場設営と誘導、アンケート調査の対応を行った。

視察については特に市外視察として、小樽や白老町のウポポイ（民族共生象徴空間）のルート設定等を行った。

（４）事業の予算、決算見込

本事業の予算は市の一般会計に計上され、今年度は予算現額5,108千円で決算見込額は令和5年1月末現在4,548千円である。

委託料（物件費的委託料）は受託事業者への委託料であり、予算現額は4,500千円、決算見込額は4,160千円である。委託料の内、華僑招聘事業の契約額は2,739千円で、その内、食糧費は1,708千円、視察費は298千円、商談会等経費は733千円となっている。

《令和4年度台湾経済交流推進事業費の市予算額》

（単位：円）

科目	当初予算額	予算現額	決算見込額	執行残	備考
旅費	269,000	269,000	170,220	98,780	
渉外旅費	269,000	269,000	170,220	98,780	
役務費	120,000	124,048	4,048	120,000	
手数料	0	4,048	4,048	0	
筆耕翻訳料	120,000	120,000	0	120,000	
委託料	4,500,000	4,500,000	4,160,450	339,550	
物件費的委託料	4,500,000	4,500,000	4,160,450	339,550	
使用料及び賃借料	0	15,420	13,020	2,400	
負担金補助及び交付金	200,000	200,000	200,000	0	
合計	5,089,000	5,108,468	4,547,738	560,730	

※令和5年1月末現在

《台湾経済交流推進事業の委託料の契約額等》

（単位：円）

業務委託内容	見積額	契約額	内容等	備考
公式観光ホームページ「ENIWA EYE」の管理運営	466,000	465,300	・ サーバー費 118,800 ・ 情報発信翻訳費 264,000 ・ 保守運営費 82,500	令和4年4月1日契約
市観光周遊プラン・市観光PR動画更新	692,000	691,900	・ 撮影費 385,000 ・ 編集費 306,900	令和4年4月1日契約
教育旅行受入業務	264,000	264,000	・ 訪日教育旅行等に関する現地、市との受入れに係る問合せ対応、旅行プラン作成等	令和4年4月1日契約
華僑招聘事業	3,078,000	2,739,250	・ 華僑招聘滞在費(食糧費) 1,708,270 ・ 華僑招聘滞在費(視察費) 298,380 ・ 商談会等経費(企画事務局費、プレゼンテーション資料作成費、添乗員費) 732,600	令和4年6月20日変更契約
合計	4,500,000	4,160,450		

※令和5年1月末現在

2. 令和4年度華僑招聘事業の内容、予算・決算等について

(1) 華僑の招聘

①華僑の招聘の経緯

華僑の招聘は、平成29年度に2回、平成30年度に1回行い、令和元年度以降は新型コロナウイルス感染対策の影響から行われていない。

本年度の招聘は4回目であり、本市で開催された「ガーデンフェスタ北海道2022」（以下、「ガーデンフェスタ」という。）に合わせ、華僑からの恵庭市訪問の意向があり、議員連盟顧問が中華民国留日台湾同郷会、中華民国行政院僑務委員等との調整により招聘が進められた。

期間は6月24日から27日までの4日間であり、市と華僑との間では特に文書による手続き等は行われていない。

華僑の受入れについての諸準備も進められたが、従来の招聘された人数の24人（過去3回の平均）に対し96人と大人数の来恵であり、6月24日からのガーデンフェスタの開催も踏まえ、市としてすべてを対応することが難しい面もあることから、懇親会（夕食）については華僑の経費は市が負担することを前提として、運営について初日と3日目を議員連盟に、2日目を恵庭日台親善協会（以下、「親善協会」という。）に依頼して実施した。

②招聘された華僑

招聘された華僑の人数は96人であり、その内22人は過去の招聘において来恵され、その方々含め53人は所属団体、役職が把握できたが、残る43人については確認できなかった。

なお、確認できた所属団体、役職は、台湾に関わる全国・地域団体、経済団体、文化団体、民間事業者や行政機関等の関係者であり、経済交流の推進を図る上でも必要な方々である。

(2) 招聘の日程

招聘の日程、期間は、6月24日から27日までの4日間のグループと6月24日から26日までの3日間のグループがある。

3日間のグループは、ガーデンフェスタ、小樽市内の視察の他札幌市内の寺院の視察等であり、最終日の商談会には参加していない。

また、招聘期間中、華僑の方々の一部に個々の都合からすべての日程には参加されていない状況があり、招聘期間中の動き等が把握されていないケースがあった。

華僑招聘の事業日程は、次のとおりである。

《招聘の日程》

※表中の人数は参加した華僑の人数である。

6月24日（金）

午前中	新千歳空港到着 ↓ バス移動 ホテル到着（恵庭） ↓ 徒歩 はなふる見学	
11:45	↓ バス移動	
12:00	昼食（ふれらんど）	94人
13:30	↓ バス移動	
14:30	支笏湖（千歳） 支笏湖散策（視察）（2時間）	
16:30	↓ バス移動	
17:30	ホテル到着（恵庭）	
18:00	↓ バス移動	
18:30	夕食（懇親会）（いちえ） 主催：議員連盟	94人
20:30	↓ バス移動 ホテル到着（恵庭）	

6月25日（土）

龍光寺札幌別院（2泊3日）		
8:10	ホテル発（恵庭） ↓ バス移動 仏学講座（市役所3階 第1委員会室） ↓ バス移動 緑化フェア参加（視察）	
10:00	ホテル発（恵庭） ↓ 徒歩 緑化フェア参加（視察）	
11:00	↓ バス移動	
12:00	小樽市内昼食	94人
13:00	小樽市内散策（視察）	94人
15:00	↓ バス移動	
16:00	ホテル到着（恵庭） 休憩	
18:00	↓ バス移動	
18:30	夕食（懇親会）（えこりん村） 主催：親善協会	96人
20:30	↓ バス移動 ホテル到着（恵庭）	

6月26日（日）

10:00	ホテル発（恵庭） ↓ バス移動	
10:30	余湖農園（そば打体験）	
12:00	昼食（余湖農園そば等）	93人
龍光寺札幌別院（2泊3日）		
13:00	↓ バス移動	12人
14:30	ウポポイ（白老町） ウポポイ散策（2時間）	83人
16:30	↓ バス移動	
18:00	ホテル到着（恵庭） ↓ バス移動	
18:30	夕食（懇親会）（夢創館） 主催：議員連盟	82人
19:30	↓ バス移動 ホテル到着（恵庭）	
20:35	新千歳空港発羽田行き	

6月27日（日）

10:00	ホテル発（恵庭） ↓ バス移動	
10:30	商談会	
11:30	↓ バス移動	
12:00	昼食（余湖農園BBQ）	81人
13:00	↓ バス移動	
13:30	市内 買物（2時間）	
15:30	↓ バス移動	
16:30	新千歳空港着	

(3) 華僑招聘事業

①市内外の視察

6月24日は、本市到着後、午前中にはなふる、午後からルルマップ自然公園ふれらんど、支笏湖を視察（散策）した。

6月25日は、午前中にガーデンフェスタを視察し、午後は小樽市に向かいグループに分かれ、ガイドが随行し市内を視察した。

6月26日は、午前中に余湖農園を視察し、そば打を体験した。午後は白老町のウポポイ（民族共生象徴空間）、札幌市内の寺院のグループに分かれ、それぞれ視察をした。

《視察日程等》

日程	時間	視察場所	華僑参加者数
6月24日	午前中	はなふる	94 人
	12時～13時30分	ルルマップ自然公園ふれらんど（兼昼食）	94 人
	14時30分～16時30分	支笏湖（千歳市）	94 人
6月25日	10時～11時	ガーデンフェスタ	94 人
	13時～15時	小樽市内散策	94 人
	18時30分～20時30分	えこりん村	96 人
6月26日	10時30分～12時	余湖農園	93 人
	14時30分～16時30分	※次の2グループに分かれ視察等 ウポポイ（白老町）	83 人
	14時～16時30分	龍光寺札幌別院（札幌市）	12 人

②昼食

6月24日はルルマップ自然公園ふれらんど、6月25日は小樽市内、6月26、27日は余湖農園でそれぞれ昼食をとった。

《昼食日程等》

日程	時間	昼食場所等	華僑参加者数
6月24日	12時～13時30分	ルルマップ自然公園ふれらんど（サンガーデン弁当）	94 人
6月25日	12時～13時	庄坊番屋（小樽市）	94 人
6月26日	12時～13時	余湖農園（そば等）	93 人
6月27日	12時～13時	余湖農園（バーベキュー）	81 人

③懇親会（夕食）

懇親会は3日間行い、6月24日、26日の2日間は議員連盟、6月25日は親善協会が運営した。

本事業は市の主催事業であるが、ガーデンフェスタ開催期間中であること、華僑の招聘人数が90名を超えることから、華僑側の懇親会経費は市が負担し、運営については議員連盟、親善協会に依頼し実施した。

《懇親会日程等》

日程	時間	会場	華僑参加者数	主催
6月24日	18時30分～20時30分	旬のお料理釜めし いちえ	94 人	議員連盟
6月25日	18時30分～20時30分	えこりん村森のレストラン天満	96 人	親善協会
6月26日	18時30分～19時30分	夢創館(仕出し対応いちえ)	82 人	議員連盟

④商談会等

商談会への参加事業者の募集は5月13日に20社に行い、締切りを5月20日とし、華僑の参加は80人程度であった。

商談会は華僑招聘の最終日の6月27日に市民会館で行い、市内事業者は8社が参加した。当日の進行は市が行い、受託事業者は参加事業者への連絡、商談会資料の作成、会場設営、アンケート調査等を行った。事業者ごとのブースを設置し、華僑がブースを回って説明を受け商談等を実施した。

当日の物販は3社、試食は2社行い、売上合計は147千円であった。参加した8社中2社については、現在華僑の複数会社と商談中である。

また、7月29日から東京で開催された中華民国留日台湾同郷会主催の台湾フェスタ2022に招待され、市内事業者3社が出店し市のPRにつながっているとしている。

《商談会の概要》

日程	時間	会場	案内した市内事業者数	市内参加事業者数	備考
6月27日	10時30分～11時30分	市民会館 中ホール	20社	8社	・物販3社 (147,400円) ・試食2社

《これまでの華僑の招聘事業の概要》

回	招聘日程	華僑招聘数	商談会日程	市内参加事業者数	商談件数(継続商談事業者数、件数)	物販総額	視察等
1	平成29年5月8日～10日	14 人					○視察先/市内事業者、ルルマップ自然公園ふれらんど、えこりん村、道の駅花ロードえにわ等
2	平成29年11月5日～7日	27 人	11月6日	8社	54件 (3社17件)	306,312円	○視察先/恵庭溪谷、花夢里パークゴルフ場、道の駅花ロードえにわ、ルルマップ自然公園ふれらんど、えこりん村、小樽市内等
3	平成30年9月3日～5日	30 人	9月5日	8社	29件 (1社1件)	236,000円	○視察先/ルルマップ自然公園ふれらんど、えこりん村、道の駅花ロードえにわ、えにあす等

回	招聘日程	華僑招聘数	商談会日程	市内参加事業者数	商談件数(継続商談事業者数、件数)	物販総額	視察等
4	令和4年6月24日～27日	96 人	6月27日	8社	(2社5件)	147,400円	○視察先/ガーデンフェスタ北海道2022、ルルマップ自然公園ふれらんど、えこりん村、余湖農園、小樽市内等

※商談件数は商談会を行った件数、商談件数(継続商談事業者数、件数)は商談件数の内、商談継続中と回答した市内参加事業者数、件数(華僑の事業者数)である。

※令和4年度は市内参加事業者に対する商談会アンケートの項目変更により、商談件数は把握していない。

《台湾フェスタ2022の概要》

日程	会場	市内参加事業者数	内容	主催
7月29日13時～31日20時 ※参加者数は延12万人	東京都代々木公園 広場	3 社	・恵庭市の1ブース設置による観光、物産の宣伝	中華民国留日台湾同郷会

※7月に中華民国留日台湾同郷会より市長に文書で参加依頼

3. 華僑招聘事業の公費負担について

(1) 市の公費負担の考え方

市の公費負担の考え方は、華僑の招聘事業において、本市への観光誘客や投資を拡大・促進し、交流人口の増加や地域経済の活性化を目指すことを目的とし、社会通年上の儀礼の範囲にとどまる接遇行為については、妥当であるとしている。

(2) 公費負担の範囲、内容

市は民間事業者への委託により本事業を実施し、事業費は委託料として支出している。

また、事業者からの事業計画書、見積書等を基に仕様書等を作成し、契約事務規則に則り委託契約を結び事業を実施している。

華僑招聘事業の公費負担の対象は、来恵した華僑の方々の食糧費、視察費及び商談会等経費である。

食糧費は昼食費(4回)、懇親会(3回)が総額1,708,270円であり、一人1回当たり昼食1,962円、懇親会3,669円である。

視察費は総額298,380円であり、小樽市内のガイド料金(2時間)が202,100円で一人当たり2,150円、ウポポイの入館料は96,280円で一人当たり1,160円である。

商談会等経費は、本事業全体の企画費、商談会のプレゼンテーション資料の作成及び多言語対応を含め現地との調整、サポート等の添乗員経費であり、総額732,600円である。

華僑が負担しているのは、旅費(航空運賃等)、宿泊費、朝食代、視察先への移動にかかるバス代であり、経費負担について華僑との覚書等は特に結ばれていない。

なお、昼食、懇親会(夕食)の華僑以外の負担は私費(自己負担)である。市長、副市長、教育長は交際費からの支出である。

《台湾経済交流推進事業における公費負担の内容》

①華僑招聘滞在費(食糧費)

《昼食》

日程	華僑参加者数(人)	単価(円)	公費負担(円)	備考
6月24日	94	750	70,500	
6月25日	94	2,000	188,000	
6月26日	93	2,750	255,750	農園体験含む
6月27日	81	2,420	196,020	
小計①	362		710,270	
一人1回当り昼食費			1,962	

《懇親会(夕食)》

日程	参加者の内訳 単位:人						単価(円)	懇親会(夕食) 単位:円			
	華僑	議員連盟	親善協会	市理事者	関係者	計		公費負担	※公費負担(交際費)	公費負担以外	計
6月24日	94	9	2	1	1	107	4,500	423,000	4,500	54,000	481,500
6月25日	96	4	7	1	11	119	3,000	288,000	3,000	66,000	357,000
6月26日	82	10		1		93	3,500	287,000	3,500	35,000	325,500
小計②	272	23	9	3	12	319		998,000	11,000	155,000	1,164,000
区分	公費負担	公費負担以外	※	公費負担以外							
一人1回当り懇親会費(夕食)								3,669			

※市理事者は市長、副市長、教育長で交際費から支出

《計》

区分	公費負担(円)
昼食	710,270
懇親会(夕食)	998,000
計	1,708,270

②華僑招聘滞在費(視察費)

日程	内容	単価(円)	人数	金額(円)	備考
6月25日	小樽市内散策	2,150	94	202,100	ガイド料
6月26日	ウポポイ見学	1,160	83	96,280	入館料
計				298,380	

③商談会等経費

項目・内容	金額(円)	備考
本事業全体の企画事務局費	143,000	
商談会のプレゼンテーション資料作成費	220,000	
添乗員費(多言語対応含)	369,600	
計	732,600	

④公費負担の合計

区分	公費負担(円)
①華僑招聘滞在費(食糧費)	1,708,270
②華僑招聘滞在費(視察費)	298,380
③商談会等経費	732,600
合計	2,739,250

(3) 公費負担の必要性、妥当性

本事業において公費負担している経費は、食糧費、視察費及び商談会等経費であり、いずれも委託料からの支出である。その必要性、妥当性については以下のとおりである。

①食糧費の公費負担

食糧費の公費負担は、行政事務執行上の直接的必要性から消費され、市民に疑念を抱かれないよう特に留意する必要がある、その使途目的、金額等を明確にしておく必要がある。

市においては、「食糧費の取り扱いについて」（平成15年4月1日依命通達第1号）（「以下、依命通達」）があり、本年度の予算執行方針においても取り上げられている。本事業は委託事業ではあるが、食糧費の性格から依命通達に準じた運用となるよう十分に配慮すべきである。

依命通達においては、市の行政執行のために必要な外部との接遇に要する経費として「渉外用食糧費」があり、その取扱いとして、必要最小限のものにとどめ、市民の批判を受けることのないようにすること、執行の決定に当たっては、事前に「食糧費使用伺書」により用務・出席者・金額等を明確にし、事務決裁規程の定めるところにより決裁を受け、同時に合議しなければならないとされる。

公費負担は招聘された華僑全員を対象としているが、所属、役職等が確認されていない人がいることは、依命通達にある「出席者」の把握がされていないと解することができる。また、華僑の所属、役職等が不明である場合は、経済交流の推進等の本事業の目的からするとその成果を検証していく上で課題があると考ええる。

次に食糧費の「金額」については、依命通達においては上限等は設定されていないが、昼食代1,962円（一人1回当たり）、懇親会（夕食）3,669円（一人1回当たり）は、社会通年上の儀礼・接遇として許容できる範囲内と考える。

②視察費の公費負担

視察費の公費負担については、視察先の選定は本市を起点に周遊するための観光施設として位置づけされ妥当と考えるが、本市への観光誘客等との関係性をもった視察先の検討も必要であると考ええる。

次に金額については、白老町のウポポイは入場料の公費負担であり妥当である。また、小樽市内の散策にはガイド料を公費負担しているが、華僑の人数、ガイドが多言語対応であることから、運営上、必要性、妥当性は認められる。

③商談会等経費の公費負担

商談会を効率的、効果的に運営するため、商談資料が作成され、掲載内容は企業情報、商品・サービスの紹介及び台湾との連携における関心・希望事項等であり、公費負担の必要性、妥

当性は概ね認められる。

また、華僑招聘事業の全体企画の作成費、多言語対応等を含め添乗員の同行に伴う経費は、本事業がトラブルなく円滑に行うためのものであり、公費負担の必要性、妥当性は概ね認められる。

第3 監査委員の意見等

1. 事業の目的、位置付けについて

台湾経済交流推進事業は、恵庭市総合計画や恵庭市総合戦略、個別計画としての恵庭市中小企業振興基本計画に位置付けられ、平成27年度から計画的に事業が進められており、本市のまちづくりを進める上で、地域経済の活性化や教育旅行者・観光客等交流人口の拡大などが図られてきている。

今回の招聘事業においては、華僑の全国・地域団体、経済団体、文化団体、民間事業者や行政機関等の関係者を招聘することで商談会や観光視察、ガーデンフェスタの視察等により、恵庭市のPRや地元企業と台湾との経済交流の推進を図るために実施されたものである。

以上のことから、今回の事業は計画に基づいて進められており、恵庭市のまちづくりを発展的に推進するためには必要なものであると判断する。

2. 事業の進め方について

本年度の事業は、過去3回の華僑の招聘事業と比較して、招聘した人数が96名と3倍以上となっており、次の点について指摘すると共に今後の課題とするものである。

(1) 招聘された華僑の方々の確認のあり方

今回招聘した96人の華僑の方々については、22人が過去の同事業においても来恵されており、事業の継続性が伺えるものの、半数近くが肩書等どのような立場で来恵されたのか、市として把握されていない。

本年度の事業に至る経緯や日程的な課題があったものの、事業の目的や効果、今後の発展性、不測の事態への対応等安全管理の面からも、妥当な対応とは判断できない。

(2) 懇親会における市主催の明確化

今回の事業日程3泊4日の中で行われた懇親会（夕食）については、1日目と3日目は議員連盟が主催し、2日目は親善協会が主催して行われた。監査において確認すると、6月24日からのガーデンフェスタにおいて主管部である経済部が開催期間中の対応等繁忙な状況から、本来は市主催で実施すべきところ、会場確保と華僑の懇親会の経費負担は市が対応することとし、企画運営を各団体に依頼し、主催となっていたいただいた経緯であった。やむを得ない面はあるものの、懇親会の経費、通訳等の対応を業者と委託契約している状況や公費負担することを踏まえると、市が主催または共催者として明確に位置付けるべきであったと考える。

(3) 商談会の設定方法

今回の招聘事業のポイントでもある商談会において、華僑の参加者を十分に確認されていない状況であった。また、参加された市内事業者8社に対して、80人近くの華僑の方々が参加したと推測される中、商談時間が挨拶含め1時間と限られた設定であった。

事業の効果や今後の発展性を見据えた場合、商談会の設定や進め方について検証され、改善に向けて検討されたい。

なお、商談会に参加されていない華僑の方々の招聘に関して、今回の事業における趣旨や効果を

明確にされ、本年度中に作成される事業実施報告書において整理されたい。

（４）文書による処理

今回の招聘事業を進める中で、経済部が行った関係議員や議員連盟、親善協会等との打合せにおいて、その記録や結果がほとんど文書で残されていなかった。このため監査委員による関係職員へのヒアリングでは、それぞれ記憶をもとに確認を行ったが、事業を進める上では、打合せ記録は行き違いを避けるためにも基本的な対応であり、恵庭市文書管理規程（平成６年３月３１日訓令第１号）においても、「事務を処理するに当たっては、緊急を要する場合のほか、文書をもって行わなければならない」と規定されている。

今後事業を効率的、効果的に推進する上でも必要であることから、改善されたい。

（５）事業における議員の関与

今回の事業において、招聘日程や経費、招聘される方々の人選など華僑との調整等に特定の市議会議員が関与しながら進められたが、今回の課題を踏まえると市として効率的に業務を推進していく上で、議員の関与や調整方法等について検証され、今後に向けた改善が求められる。

３．事業費（公費負担）について

今回の華僑招聘にかかる事業費の公的負担については、次の点について指摘すると共に今後の課題とするものである。

（１）経費負担区分の明確化

今回の招聘した華僑との調整において、来恵や視察にかかる旅費、バス等の移動経費、宿泊費、朝食代は華僑の負担とし、昼食代、懇親会（夕食）代、視察にかかる入館料、ガイド代、商談会にかかる経費については市の負担としている。

華僑とは、経費負担含め公文書でのやり取りがなされておらず、トラブルを避けるためにも今後に向けては覚書等の文書で明確にされるよう検討されたい。

（２）公費負担の妥当性

今回の招聘事業において、市側の負担とした経費については、委託料等による公費負担としている。事業の目的を踏まえたときに視察にかかる経費（入館料、ガイド代）、商談会にかかる経費の公費負担については、概ね妥当と判断される。

また、昼食や懇親会にかかる経費については、華僑の方々にかかる経費を公費負担しており、それ以外の出席者にかかる経費は、会費による自己負担を基本としている。

一人１回当たりの昼食や懇親会経費は、金額的には社会通念上、許容される範囲であり、事業を総体的に捉えたときに華僑の行政機関や経済・文化団体の関係者を招聘し歓迎会等の接待や観光地等への視察案内は、台湾との今後の更なる経済交流やガーデンフェスタ等による恵庭市のＰＲを通して教育旅行や観光振興に対する拡大効果が期待されることを踏まえると妥当な取組みと判断する。

しかしながら、今回招聘された華僑の方々の中で、半数近くが肩書等のような立場の方なのか把握されていないことに関しては、事業の趣旨や事業との関わりを明確にさせる上でも、公費負担を根拠付ける上でも、妥当な対応とは判断できない。

(3) 食糧費を含む委託料の取扱い

今回の招聘事業費の中で、懇親会（夕食）や昼食、視察及び商談会について市が事業者と委託契約（変更契約）を締結し、委託料で支出することとしているが、華僑招聘に関わっての変更契約額 2,739,250 円の内、約 62%の 1,708,270 円が懇親会（夕食）や昼食にかかる食糧費となっており、その他に視察や商談会にかかる経費、受託者の企画事務局経費及び招聘期間中の添乗・随行にかかる経費で 1,030,980 円となっている。それぞれの内訳については、前段で記載したとおりであり、委託料の取扱いとしては、適正さを欠くものではない。

しかしながら、食糧費に関しては、本市において依命通達により取り扱いがなされているが、今回委託料での支出であることから、当該規定によらないで進められている。今回の事務手続き自体、市の規定上問題とはならないものの、公費負担としての食糧費の取り扱いを市民にも明確にしておくための趣旨からすると、委託料であっても、今後は当該依命通達に準じて対応すべき事案と考える。

食糧費の目的や性質を考えた場合、今回の委託料のように食糧費を含む場合の経費の事務手続きについては、今後改善に向け検討されたい。

4. まとめ

台湾経済交流推進事業は、本市において、これまで進めてきた取組みが現在も継続されており、今後も取り組んでいくことにより経済交流による地域経済の活性化や観光振興など発展していく可能性がある判断するところである。

市の事務事業については、地方自治法にも規定されているが、関係法令等の規定に従って処理され、最少の経費で最大の効果を上げるよう経済性、効率性、有効性の観点から適正に取り進められることが、地方自治体としての基本的な責務である。

今回の議会請求監査において指摘及び今後の課題とさせていただいた事項について、市民の方々や関係者に理解が得られるよう基本的な責務を踏まえ、改善に向けた措置がなされるよう求めるものであり、より良い恵庭のまちづくりのために一層の努力を期待するものである。

資料編

地方自治法（関係分抜粋）

恵庭市監査基準（関係分抜粋）

台湾経済交流推進事業の概要（年度別）

令和4年度予算執行方針について（関係分抜粋）

第5期恵庭市総合計画（後期計画）（関係分抜粋）

第2期恵庭市総合戦略 ガーデンシティプラン（関係分抜粋）

第2期恵庭市中小企業振興基本計画（関係分抜粋）

食糧費の取扱いについて（依命通達）

恵庭市文書管理規程（関係分抜粋）

地方自治法【昭和22年法律第67号】（関係分抜粋）

第2条 略

2～13 略

14 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

15～17 略

第98条 略

2 議会は、監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により本項の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）に関する監査を求め、監査の結果に関する報告を請求することができる。この場合における監査の実施については、第199条第2項後段の規定を準用する。

第199条 略

2 監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

3～7 略

8 監査委員は、監査のため必要があると認めるときは、関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、若しくは関係人に対し帳簿、書類その他の記録の提出を求め、又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

9 監査委員は、第98条第2項の請求若しくは第6項の要求に係る事項についての監査又は第1項、第2項若しくは第7項の規定による監査について、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出するとともに、これを公表しなければならない。

10～15 略

第199条の2 監査委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、監査することができない。

恵庭市監査基準（関係分抜粋）

令和 2 年 3 月 3 1 日
監査委員告示第 1 0 号

第 3 条 略

(1) ～ (3) 略

(4) 議会の請求に基づく監査（法第 9 8 条第 2 項に規定する監査をいう。以下同じ。）

議会の請求に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。

第 1 8 条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

(1) 本基準に準拠している旨

(2) 監査等の種類

(3) 監査等の対象

(4) 監査等の着眼点（評価項目）

(5) 監査等の実施内容

(6) 監査等の実施場所及び日程

(7) 監査等の結果

(8) その他必要と認める事項

2 前項第 7 号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

(1) ～ (3) 略

(4) 議会の請求に基づく監査 前項第 1 号から第 6 号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

(5) ～ (1 6) 略

3 第 1 項第 7 号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合には、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

5 ～ 6 略

第 2 0 条 監査委員は、監査の結果に関する報告等のうち、第 3 条第 1 項第 1 号から第 6 号まで並びに第 8 号及び第 1 0 号に規定する監査について、次に掲げる事項を監査委員全員の連名で公表するものとする。

(1) 監査の結果に関する報告の内容

(2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容

(3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

台湾経済交流推進事業の概要（年度別）

※決算書の「主要な施策の成果報告書」から抜粋（平成27年度、28年度除く）

年度	主要な施策の成果報告書
平成27年度	・北海道海外投資セミナーin台湾（道主催）への参加（市内事業者9人、市長、経済部職員他5人）
平成28年度	・台湾・北海道「恵庭市」企業商機拡大セミナー （参加者 市内企業14社18人、台湾企業46社79人） ・台湾高雄北海道投資誘致セミナー（道主催）への参加 （参加者 市内企業6人）
平成29年度	・対恵庭直接投資継続拡大に係る推進事業 26,739千円 最も訪日教育旅行者数の多い台湾をターゲットに、恵庭市の海外における訪日教育、修学旅行等の学生の受入れ促進及び拡大を図ったほか、「花のまちづくり」としての文化や生活、自然、産業の体験などにより恵庭市の豊かな地域資源・観光資源を取り込み台湾観光客等のニーズに応え得るストーリー性、テーマ性のある旅行（観光）商品の開発に取り組みました。 ・北海道恵庭市教育・観光交流商談セミナー （参加者 市内企業等6団体、台湾企業等39社56人 商談件数60件） ・台湾華僑招聘事業（5月、参加者 在日台湾華僑14人） ・台湾華僑招聘事業（11月、参加者 市内事業者8社、在日台湾華僑27人 商談件数54件） ・訪日教育・修学旅行者受入事業（受入者数20人、ホームステイ4件） ・インターンシップ受入事業（受入者数9人）
平成30年度	・対恵庭直接投資継続拡大に係る推進事業 14,745千円 最も訪日教育旅行者数の多い台湾をターゲットに、平成29年度に造成したツアー等を台湾人のトレンドを踏まえ改良したほか、体験型コンテンツや地産品等を組み合わせることにより、一般消費者にも魅力あるツアーを造成し、情報発信、ツアー実現に向けた取組みを推進しました。 ・造成したツアー等の改良（台湾教育旅行会社の招聘2社、モニターツアーの実施9人参加） ・教育観光交流商談会 参加者 市内8団体 台湾旅行会社36社、商談件数 52件 ・個別訪問商談会 商談件数 14件（旅行会社9件、教育機関5件） ・台湾華僑招聘事業 参加者 市内8団体 在日台湾華僑30名、商談件数 29件 ・台湾人観光客受入サポートセミナー 参加者 市内事業者26人 ・教育旅行の受入れ 中学生・教員 計33名受入れ（恵明中学校） 小学生・教員 計20名受入れ（若草小学校） ・ホームステイの受入れ 17名受入れ（市内7家庭） ・体験商材、地域ブランドの開発 市内3社の協力のもと、地域ブランド「恵庭賛花」を埼玉県の商業施設においてテスト販売したほか、花の体験商材としてハーバリウムづくり体験会を開催し、台湾人留学生9名が参加し商材としての可能性分析を行った。

年度	主要な施策の成果報告書
令和元年度	・対恵庭直接投資継続拡大に係る推進事業 7, 465千円 令和元年度は、過去2年間の事業を継続しつつ、台湾向けの情報発信に力点を置いた事業展開を進め、さらなる事業の推進、拡大に取り組みました。また、地産品を組み合わせた地域ブランド商品や花をモチーフとした体験商材を開発し、地域全体で収益を得られるツアーを造成しました。 ・恵庭らしさを活かした訪日教育・修学旅行のツアー造成 ・直接交渉によるツアー宣伝及びツアーの実現 台湾国際教育旅行連盟（3名）を招聘 視察：市内12の観光施設等 日台教育旅行現地説明会に参加 商談：25校、個別訪問：14校、3社 ・「ENIWA EYE」の運営 情報発信：34回、SNS広告、OTAサイトでの商品販売 ・訪日ツアー受入調整・マッチング 台北市立格致国民中学校：生徒7名、教員2名（恵庭中学校交流） 台中市東区大智国民小学校：生徒14名、教育・保護者等13名（ホームステイ等） 台湾・大葉大学：高校生徒1名、教員2名（視察見学） 台北市立中正高級中学校・台北市立陽明高級中学校：生徒32名、教員2名（ホームステイ等）
令和2年度	・対恵庭直接投資継続拡大に係る推進事業 1, 613千円 令和2年度は、コロナ禍の影響により人の往来が制限されており、当初予定していた一部事業が実施できませんでしたが、オンラインによる学校交流を実施しました。 ・「ENIWA EYE」の運営 情報発信：17回、SNS広告を実施 ・訪日ツアー受入調整・マッチング コロナ禍の影響による代替事業として恵庭南高校と台中市立文華高級中学校でオンラインによる学校交流を行いました。
令和3年度	・台湾経済交流推進事業 1, 212千円 令和3年度は、コロナ禍の影響により人の往来が制限されており、当初予定していた一部事業が実施できませんでしたが、ホームページの掲載内容の充実やWEB 広告を実施しました。 また、令和4年1月に台湾の大学66校が加盟する「中華民国私立科学技術大学校院協進会（APUCT）」と協力覚書を締結し、恵庭市と台湾との教育推進及び経済や文化・教育・スポーツなど様々な交流について、さらなる発展に繋げていくこととしました。 ・「ENIWA EYE」の運営 情報発信：12回、SNS広告を実施

令和４年度予算執行方針について（関係分抜粋）

令和 ４ 年 ４ 月 １ 日

教 育 長
市 長 部 局 の 部 長
消 防 長
議 会 事 務 局 長 様
執 行 機 関 事 務 局 の 長
会 計 管 理 者

市 長

令和４年度予算執行方針について

令和４年度予算は、新型コロナウイルス感染症対策の継続を想定しながら、同時にポストコロナを見据え、第５期総合計画や第２期総合戦略に掲げた事業に取り組む予算である。ふるさと納税の寄附積立による基金を有効に活用し、政策的事業や投資的事業の財源とすることにより施策の推進を図る予算となったところであるが、経常収支をみると、増加する扶助費や物件費、維持補修費などの影響から不足額が増加し、財源対策なしに経常収支を確保することができず、財政事情の厳しさは増している状況にある。

また、令和２年度末に２０億円以上あった財政調整基金は、新型コロナ対策や令和３年度の雪害対応などにより、令和４年度末に１０億円程度となる見込みであり、不測の事態に備え、安定したまちづくりを推進するためには、今、事業の見直しや歳出削減に真剣に取り組まなければならない。

持続可能なかたちで地域住民の暮らしを支えるためには、第７次恵庭市行政改革推進計画に掲げられた３つの柱「時代に即した業務手法の見直し」「市民満足度と利便性の向上」「健全な行財政基盤の強化」について、職員各々が日常の事務事業におけるさまざまな場面で意識しなければ成し得ない。特に新しい行政需要への対応については、既存事業の「業務プロセスの見直し」や「スクラップ・アンド・ビルド」を徹底しなければ、その財源を確保することは困難である。

限りある財源を有効に活用し、最少の経費で最大の効果を上げるため、令和４年度予算の執行に当たっては、それぞれの部局において知恵と創意工夫を最大限発揮し、歳入の確保や経費の縮減に取り組むとともに、次に掲げる事項について常に意識して適正な予算執行に努められたい。

記

1 総括的事項

(1) 略

(2) 予算執行に関する適正事務の推進

これまでの組織マネジメントの取組や、恵庭市内部統制基本方針を踏まえ、事務の効率化（事務の平準化及び長時間労働の是正）、監査指摘事項等の改善・共有化、事故（再発）防止などの事項についての取組を進めること。

また、国や道などへの補助申請等の手続きや、会計処理などにかかる各種事務手続きに関し、不適切な処理や遅滞、遺漏などのミスの発生防止に向けて、部内や課内においてチェック体制の確認や意識向上の徹底を図ること。

大きな予算を伴う事業では、外部調整を行う前に関係部局と情報共有を行い、共通認識を図ること。

支出事務に当たっては「恵庭市予算の編成及び執行に関する規則」、「恵庭市会計規則」、「恵庭市物品管理規則」、「恵庭市契約事務規則」などに従い適正に行うこと。

(3) ～ (6) 略

2 具体的事項

(1) 略

(2) 歳出に関する事項

① 経常経費について

経費の節減とともに、施策の計画的な推進が図られるよう留意すること。具体的留意事項については次のとおりとします。

ア～カ 略

キ 食糧費について

平成15年4月1日付けの依命通達により執行すること。

なお、飲食を伴う関連団体の総会等への出席に伴う食糧費の支出については、別途指定する行事等に限るものであること。

ク 略

ケ 委託料について

仕様書等に基づき業務の執行状況の確認に努め、施設管理にあつては受託事業者と常に連携を図りながら、安全点検等に万全を期すこと。

また、長期継続契約や同種業務契約の一本化の検討など、効率化と経費の節減を図るよう努めること。

コ～ス 略

②～④ 略

第5期恵庭市総合計画（後期計画）2021（令和3年度）－2025（令和7年度） 台湾経済交流推進事業に係る分の抜粋

基本目標Ⅲ 希望と活力に満ちたまち

13 来てみたいまち 住んでみたいまち

施策範囲 移住・定住・観光・花のまちづくり・都市間交流

現状と課題

- 観光産業は、地域における消費拡大、新たな雇用創出など幅広い経済波及効果や交流人口拡大に大きく寄与し、農商工等が広く関わり、地域に活力や持続的発展をもたらす総合産業として、その重要性はますます高まっています。また、平成30年度の外国人観光客の来道者数が約312万人に達するなど、取り巻く環境が大きく変化しています。
- 恵庭市においては、平成18年の「道と川の駅・花ロードえにわ」と「えこりん村」の開業により、観光産業が飛躍的に拡大しましたが、現在の観光施設の入込客数は、横ばい傾向です。
- これまで評価されてきた「花のまちづくり」に関しても、観光資源としては、「個人の庭」であるオープンガーデンに依存しており、花観光を拡大していくため、令和2年度に花の拠点を整備したところですが、活動を担ってきた市民も高齢化が進んでおり、取組みの継続には、次世代の人材育成が必要です。
- また、札幌市、新千歳空港との交通利便性や、市内宿泊施設の規模から、いわゆる「通過型」であり、今後、更なる交流人口の増加や、市内周遊による滞在期間の延長を促進し、市内での消費活動を活発化させ、地域経済の発展を促す具体的な取り組みが必要となっています。
- このことから、「恵庭市観光推進協議会」において、「第2期恵庭市観光振興計画」に掲げるアクションプランの推進と進捗管理を行うとともに、今後取り組むべき観光振興施策の方向性や具体策について検討し、地域経済の活性化につなげていく必要があります。
- 地域創生の推進を図るためには、観光で恵庭市を訪れる「交流人口」だけではなく、地域や地域の人々と多様に関わる「関係人口」に着目した施策の推進が重要です。
- 恵庭市ではこれまで、都市近郊の立地条件の良さや子育て、教育、生活面や自然などの魅力を背景に、宅地開発とともに転入者が増え人口が増加してきました。市民の約90%は恵庭市が住みやすいと感じており、今後も住み続けたいまちをめざし、様々な面から移住・定住の取組みを進める必要があります。
- 都市間交流においては、姉妹都市である和木町とは、昭和54年以来、人的交流を中心に教育・文化・産業等で交流しています。また、平成25年から藤枝市と、食やスポーツに関する交流がきっかけとなり、平成28年3月に友好都市を提携し、今後も多分野で更なる都市間交流が期待されます。今後の課題として、行政間の交流のみならず、住民間の幅広い人的交流のあり方を更に深めていく必要があります。

基本方針

- 移住・定住など、来てみたい住んでみたいまちをめざし、観光による来訪はもとより、豊かな自然を活かした花のまちや恵庭溪谷など魅力ある観光資源の情報発信の強化と、新たなブランド戦略を充実するとともに、市民が今後も住み続けたいと思える魅力的なまちづくりを推進します。
- 恵庭市版シティセールスプランに基づき、ガーデンシティのブランド確立や恵庭市ならではの「暮らし方」の提案などによりシティセールスを行い、「関係人口」の創出につなげていきます。
- 多様な観光ニーズに対応するとともに、観光客の満足度を向上し、再訪率を高めるため、おもてなし意識の向上や、観光資源の魅力向上、体験型観光や着地型観光の充実により、魅力

ある観光地づくりに努めていきます。

- 「恵庭」という地域ブランドの発信やイベントの充実を図るため、令和4年に花と緑に関する全国最大級のイベントである「第39回全国都市緑化北海道フェア（愛称：ガーデンフェスタ北海道2022）」を恵庭市をメイン会場として開催します。
- 先人を敬い、次世代へ恵庭市の歴史を継承するため、教育や文化、産業経済を通じて和木町との交流を進め、更には、友好都市の藤枝市についても、産業経済やスポーツ、文化交流などを引き続き推進するなど、住民間の交流分野の裾野を広げることを視野に取り組んでいきます。

後期計画の重点施策

- 1 3－1 魅力ある恵庭らしい観光資源の活用・創出
- 1 3－2 移住・定住の促進

成果指標	数値目標		
	平成26年度末	現状(令和元年度)	目標(令和7年度)
観光入込客数	133万人	139万人	
恵庭市外の人に恵庭の魅力を伝えることができると思う市民の割合	53%	47%	
オーダーメイドツアー数	—	総計50組	

持続的なまちづくりの取組み

- ガーデンシティのブランド確立、ガーデンシティをコンセプトとし、魅力の整理と都市イメージ戦略による差別化を行い、個々の事業の一体感・統一感を図りながら、ふるさとの誇りを醸成していく
- 魅力ある観光地づくりに向けた受入環境の整備、おもてなし意識の向上、観光資源の魅力向上、体験型観光や着地型観光の推進、イベントの充実、広域観光の推進
- 移住・定住の促進や多様な居住環境確保のため、空き家、民間住宅等の利活用、各種事業・関係機関との連携
- 全国都市緑化フェア開催による、花と緑のまちづくりに対する市民理解を深め、市民参加の拡大による継続的な緑化活動の推進
- 多様なニーズに対応した居住環境の整備
- 都市間交流の促進

わたしたちができること

- 市内外への恵庭の魅力発信（SNSなどの口コミ）などの、恵庭ブランド構築への協力（地域の魅力向上にむけて）
- 市民の手で作られた「花のまちづくり」や、全国都市緑化北海道フェアなど各種イベントへの積極的な参加と賑わいの創出
- 花の拠点「はなふる」における効果的な情報発信や、四季を通じたイベントなどの開催による賑わいの創出
- 観光客と地域住民との積極的な交流の促進とおもてなし意識の向上
- 移住者による恵庭の魅力発信
- 新規定住者との積極的な交流

個別計画

恵庭市観光振興計画／花のまちづくりプラン
恵庭市版シティセールスプラン

第2期恵庭市総合戦略 ガーデンシティプラン
台湾経済交流推進事業に関する分の抜粋

3.4 具体的な施策と重要業績評価指標（KPI⁵）

(3) 恵庭らしさを活かした魅力あるまちづくり

具体的な施策・事業	重要業績評価指標（KPI）
⑩地域資源活用観光振興 インバウンドを含めた交流人口の増加を目指し、地域資源を活かしたイベントの充実、観光プロモーションの展開など観光資源の魅力や認知度の向上を図ります ◎関係人口の拡大 ○全国都市緑化フェアの開催誘致 ○「花ロードえにわ」（道の駅）と農畜産物直売所による農商工等連携拠点整備事業 ○子育て支援、教育、観光を融合させた花のまちづくり拠点（センターハウス）整備事業 ◇観光プロモーション ◇ガーデンツーリズムの推進 （イベント事業の充実、地域連携による全道的イベントの展開、恵庭溪谷の活用） ◇花のまちづくりプラン推進 （恵庭市公共施設花づくり指針等の推進、ガーデンデザインプロジェクトの推進によるまちのイメージ向上） ◇対恵庭直接投資継続拡大に係る推進事業（海外及び国内）	観光入込客数 （基準値H30-1, 356, 869人、 目標値R6-1, 572, 000人）

◎は新規事業、○は拡大事業、◇は継続事業

第2期恵庭市中小企業振興基本計画（令和3年～令和7年）

台湾経済交流推進事業に係る分の抜粋

第5章 中小企業振興の戦略と具体的な施策

2) 基本戦略と施策の方針

本市の中小企業・事業者を取り巻く現状と課題を解決するため、次の6つの基本戦略を柱として掲げ中小企業振興を図る。

基本戦略2 恵庭の魅力向上の取組

地域経済の活性化を進めるためには、地域における魅力度の向上や、にぎわいの創出による地域経済の波及効果を高める必要があります。地域に存在する魅力を掘り起こし、地域資源を活用した特徴的な商品・サービスの開発や、観光振興による認知度の向上により、地域の持つ良好なイメージを、観光交流人口の増加、定住者の増加、特産品の販路拡大や企業誘致に繋がるよう施策を講じます。こうした取組みを通じて、域内の経済循環のほか、域外への波及が期待されます。また、地域の賑わいづくりや、地域振興の視点を意識しながら中小企業の振興に取り組みます。

□施策の方針

- ①農商工等連携・6次産業化の推進
- ②地域資源を活用した商品・サービスの開発、販路拡大の推進
- ③観光資源を活用した交流人口の拡大
- ④シティセールスの推進
- ⑤SNSや観光HPを活用した観光情報発信
- ⑥海外との経済交流の推進

◎具体的施策

- ・えにわん産業祭の開催による企業・製品PR
- ・台湾経済交流推進事業
- ・花の拠点（はなふる）を活用した観光推進
- ・全国都市緑化フェアの開催

食糧費の取扱いについて（依命通達）

平成15年4月1日

依命通達第1号

このたび、食糧費の取扱いについて、本日付けをもって次のとおり定められたので命によって通達する。ついては、貴職においては、所属職員に周知徹底し、その取扱いについて万全を期されたい。

記

1 趣旨

食糧費の取扱いについて、予算の編成及び執行に関する規則に別段の定めがあるものを除くほか、この通達の定めるところによる。

2 食糧費の執行区分

（1）経費の区分

食糧費の経費の区分は次のとおりとする。

- ① 渉外用食糧費
- ② 行事用食糧費
- ③ 一般用食糧費

（2）渉外用食糧費

市の行政執行のために必要な外部との接遇に要する経費とする。

（3）行事用食糧費

市が主催して行う行事の執行に要する経費

（4）一般用食糧費

市の行政執行上の必要性から費消される経費であり、その執行が認められる範囲は、次のとおりとする。

- ① 会議等の茶菓弁当経費
- ② 各種贈呈経費（定例的な行事に係るものは除く）

3 予算執行上の留意事項

- （1）食糧費予算の執行に当たっては、必要最小限のものにとどめ、いやしくも市民の批判を受けるとのならないようにすること。
- （2）報酬・謝礼を伴う委員会、審議会等での食糧費の執行については、原則認めない。尚、必要に応じ総務課所有の庁用茶を利用すること。
- （3）視察・研修先等における手土産品は認めないものとする。
- （4）執行の決定に当たっては、事前に「食糧費使用伺書」により用務・出席者・金額等を明確にし、事務決裁規程の定めるところにより決裁を受け、同時に合議しなければならない。

恵庭市文書管理規程（関係分抜粋）

平成6年3月31日

訓令第1号

第1条・第2条 略

（文書主義）

第3条 事務を処理するに当たっては、緊急を要する場合のほか、文書をもって行わなければならない。

第4条～第66条 略